

社会福祉法人石見さくら会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人石見さくら会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいい、理事は常勤理事、監事は常勤監事と称する。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づいて置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 役員には、退職慰労金を支給する。
- 3 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 4 常勤理事のうち、職員として本会の職員等の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）に基づく給与を支給している者には、この規程による報酬は支給しない。
- 5 常勤理事のうち、職員として本会の就業規則（以下「就業規則」という。）に定める退職金の支給を受ける者には、この規程による退職慰労金は支給しない。
- 6 第2項に定める退職慰労金は、役員として円満に任期を満了または辞任し、若しくは死亡により退任した者に支給する。ただし、死亡した者については、遺族に対して支払うものとする。
- 7 前項の退職慰労金について、在任中に特別の功労があったと認められる役員に対しては、理事会で審議のうえ、評議員会の決議を得て第4条第3項に定める支給額の2倍を

限度として特別功労金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬月額、別表1常勤役員俸給表に定める額とする。

2 本会の非常勤役員の報酬日額は、別表2非常勤役員報酬表に定める額とする。ただし、監事個々の報酬総額の上限は、評議員会の決議によるものとする。

3 前条第2項に定める退職慰労金の支給額は、別表4退職慰労金基礎額表に定める職位毎の基礎額に別表3退職慰労金支給率表に定める就任期間に対応する支給率を乗じて得た額の合計額とする。

4 評議員の報酬日額は、別表5評議員報酬表に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

3 前項の通勤手当は、給与規程第15条の規定を準用する。

4 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を支給する。

5 前項の旅費は、本会の旅費支給規程に基づいて支給する。

(報酬の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬(旅費を除く)は、毎月21日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝日に当たる場合は、前営業日とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬月額の日割計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給するものとする。

2 常勤役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算するものとする。

- 4 前項の規定により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、端数を1円に切り上げるものとする。
- 5 本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給するものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日（定時評議員会の議決日）から施行し、平成25年5月20日施行の社会福祉法人石見さくら会役員等の報酬、費用弁償及び旅費に関する規程及び社会福祉法人石見さくら会役員の退任手当に関する規程は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年2月22日（臨時評議員会の議決日）から施行し、平成29年6月16日から適用（規程第4条第1項の決議に関する規定を除く。）する。

(経過措置)

- 2 規程第3条第1項及び第3項に定める報酬について、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、この規程に基づいて支給されたものとみなすものとする。
- 3 この規程は、令和元年 8月 8日より施行する。

別表1 常勤役員俸給表

号 給	月額金額	支給基準
		本会役員就任年数
1	200,000 円	2 年以下
2	250,000 円	4 年以内
3	300,000 円	5 年～8 年以内
4	350,000 円	9 年～12 年以内
5	400,000 円	13 年～18 年以内
6	450,000 円	19 年～24 年以内
7	500,000 円	25 年以上

別表2 非常勤役員報酬表

職 名	報酬日額	積 算
理 事	8,000 円	理事会、部会、委員会、行事等への出席・参加の都度
	10,000 円	出張の都度
監 事	10,000 円	評議員会、理事会、部会、委員会、行事等への出席・参加、出張の都度
	20,000 円	監査業務の都度

別表3 退職慰労金支給率表

就任期間 (年)	支給率
1	0.5
2	1.0
3	1.5
4	2.0
5	2.5
6	3.0
7	3.5
8	4.0
9	4.5
10	5.0
11	5.55
12	6.05
13	6.65
14	7.2
15	7.755
16	8.3
17	8.85
18	9.4
19	9.95
20	10.5
21	11.1
22	11.7
23	12.3
24	12.9
25	16.875

(注) 就任期間が25年を超えるときは、25年の支給率を適用する。

別表4 退職慰労金基礎額表

職 位	算定基礎額
理事長	100,000 円
理事または監事	25,000 円

理事就任期間6年、理事長就任期間6年の場合の支給額の計算例は、次のとおりである。
 支給額 = (25,000 × 3.0) + (100,000 × 3.0)
 = 375,000 円

別表5 評議員報酬表

職 名	報酬日額	積 算
評議員	10,000 円	評議員会、行事等への出席・参加の都度